

## 障害者週間 啓発活動 京橋駅

障害者週間は、12/3～12/9までの1週間とされています。これは、H16年に障害者基本法が改正された際に、従来の12/9の障害者の日に代わるものとして、設定されました。

障害者基本法の第9条に規定されています。この日は、国や地方公共団体や障害者の自立支援を行う民間団体と協力して、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることが定められています。

今回の活動には、大肢協から4名(本部2名、大阪市基幹相談支援センターいきいき2名)と大阪府肢体不自由児者父母の会連合会の皆さん4名で、障害者週間の初日にあたる12/6(水)に、京阪・JR京橋のコンコースで、宣伝活動を実施しました。今回は、「障害者週間」ののぼりを新調し、啓発用のグッズとして「マスクケース」を配りました。

多くの人に知ってもらい、少しでも関心と理解が深まることが大切だと思います。

